

社会保障審議会少子化対策特別部会ヒアリング（3月21日（金））

野木保育園理事長
坂崎隆浩

1. 保育現場の現状と課題

○保育所に期待される役割の拡大

保育現場では、子どもの最善の利益を基本に置いた真摯な取組

（例）

- ・ 保護者に対する支援（養育困難な家庭の増加、地域の子育て支援への対応）
- ・ 3歳未満児の受入れ拡大に伴う健康・安全のきめ細かい対応
- ・ 発達障害を含めた障害を持つ子どもの受入れの増加
- ・ 食育の推進
- ・ 発達段階に応じた幼児教育の充実

→保育所・保育士に求められる資質や専門性は深化・拡大

○保育士（国家資格化による）多忙化とそれに見合わない待遇

- ・ 限られた職員による業務の多忙化（保護者対応、研修、保育の諸準備等）
- ・ 規制緩和によるパート保育士の増加、正規職員の負担増大
- ・ 他職種と比べて低位な給与水準

→将来的に優れた人材の確保が困難になる懸念

2. 地方の現状と課題

○保育水準の地域間格差

- ・ 現在の保育所は国の定める運営費だけで運営することは困難（自治体が独自の追加財源を充てて運営費を増額している）
- ・ 財政状況や首長の姿勢で保育水準に地域間格差

○都市部と地方の直面する課題の違い

- ・ 都市部：待機児童の解消のための保育サービスの拡充
- ・ 地方：厳しい財政状況の中での保育機能の維持

1及び2における現状の中で認可保育所は、質の高い保育実践と保育所機能を発揮しているが、それは保育所及び保育者の自助努力の上に成立しており、更に十分に発揮するためには大幅な保育環境の改善を図る必要がある。

3. 保育サービスの拡充に当たっての要望

○保育環境及び職員の処遇の改善による保育の質の確保

(例)

- ・ 保育所の開所時間（11時間）と保育時間（8時間を基本）を前提とした職員配置の整合性の確保
- ・ 保育士の配置基準の改善（1・2歳児や3歳児の基準）
- ・ 専門的職員（看護師、栄養士、障害児対応、子育て支援対応）の配置
- ・ 他職種との均衡のとれた保育所職員の処遇（給与）の改善

○職員の専門性、資質の向上のための施策の推進

(例)

- ・ 保育所施設長、主任保育士の資格化
- ・ 保育士資格・養成制度の改善（例：国家試験の導入、専門・上級資格の創設）
- ・ 地方自治体による研修体制の確保

○地方での保育サービスの財源確保のための仕組みの構築

- ・ 地方自治体において、保育サービスの拡充や計画的な基盤整備などが可能な安定的財源を確保できる財源確保の仕組み

4. 新たな保育のシステムの議論に当たっての要望

○直接契約など利用者の選択できる仕組みの議論については、

- ① 現行のシステムの成功例を十分に吟味していただきたい
- ② 保育の必要性の高い子どもの利用が排除されないこと、
- ③ 保育サービスの拡大のための保育財源の確保、需給バランスの確保、保育環境の改善を前提として、その可否について検討頂きたい。

○都市部の待機児童解消のための保育サービス拡充ばかりではなく、少子化及び過疎地問題が直面している地方の保育サービスを充実するために国基準の財源の確保及び最低基準の維持をしていただきたい。

○具体のシステムの制度設計の議論に保育関係者が参画する機会を検討頂きたい。

○3 ページ（新聞記事につき省略）

平成19年5月29日（火）

読売新聞（夕刊）

あんしん 社会保障 最前線 保育労働・上

○4ページ（新聞記事につき省略）

平成19年5月30日（水）

読売新聞（夕刊）

あんしん 社会保障 最前線 保育労働・下

最後に、私のライフワークでもある子育て支援や保育に関して三点お伺いします。

①一つ目は、予算のことです。

政府は、本年二月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議を設置し、本年末をめぐりに、効果的な子育て政策の再構築、実行を図るための検討を進めているものと承知しております。厳しい財政制約がある中であっても、教育、子育て、少子化対策には思い切った予算配分を行い、スピード感を持って取り組むことが重要だと考えております。年金、医療、介護といった高齢者関係予算に比べると圧倒的に少ない児童・家族関係予算を大幅に拡充し、最重要政策として積極的な取組を進めるべきだと思いますが、総理の御見解を伺います。

②二つ目は、保育所職員の処遇改善についてです。近年、政府においては、経済を活性化するための手段として規制改革を進めてきました。そして、この流れの中で、保育の現場においても市場原理・競争原理導入を求める動きが活発化しています。こうした規制改革は経済の効率性を追求したものでありますが、保育や子育てにおいて経済の効率性のみを追求することには問題が多いと言わざるを得ません。

というのも、多くの保育所では運営経費を十分確保できていません。保育所の運営経費は、基本的に国が定める保育所運営費と特別保育事業の補助金で賄われています。しかし、その保育単価などが低く設定されているため、自治体からの補助がなければ運営が厳しいのが実態です。保育所の運営費のほとんどは人件費であり、施設運営は人件費に大きく左右されます。施設収入の減少の最終的なしわ寄せは、保育所で従事する者の非正規職員化や削減に向かいます。保育の質を決定付ける最大の要因は職員の質であり、この点を軽視するべきではありません。

厚生労働大臣は、こうした保育所の実態についてどのように認識されているのでしょうか。また、運営費の見直し等、何らかの改善策が必要だと思いますが、今後の方針をお伺いします。

③三つ目は、保育水準の地域間格差についてです。先ほど述べましたように、現在の保育所は国が定める運営費だけで運営することは極めて困難であります。自治体が独自の財源を充てて運営費の増額を図っている実態があります。この自治体による追加負担額は、財政状況や首長の姿勢などの違いによって左右されるため、保育水準の地域間格差が生じることになります。

近年、休日勤務、深夜業務への従事、超過勤務などで働く保護者が多くなり、保育ニーズは益々高まっています。しかし、財政余力のない自治体において保育サービスを充実させることは困難であり、むしろ施設が老朽化しても改修できないなど、保育環境が大きく損なわれる実態にあります。保育所の運営を通じた子育ての地域間格差について、政府はどのように認識しているのでしょうか。また、こうした問題を是正する必要があると思いますが、今後どう取り組んでいくのか、厚生労働大臣にお伺いします。

○6 ページ（新聞記事につき省略）

平成20年2月2日（土）

朝日新聞（朝刊）

子ども 保育士って？

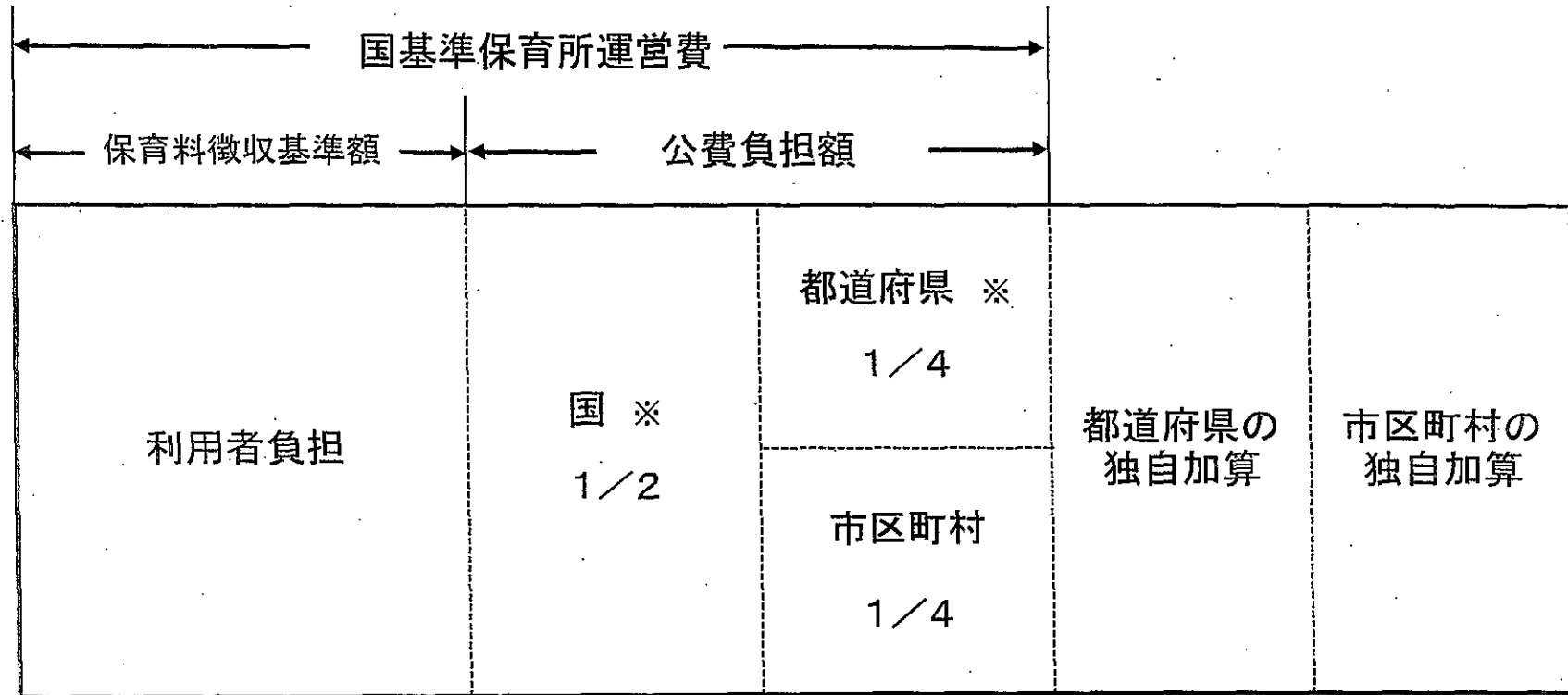
各国の保育制度（職員配置の基準）

国名	職員配置
日本	0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4・5歳児 30 : 1 保育者は有資格者のみ
アメリカ	○国としての統一的な基準はない （州によりまちまち） 【例：ノース・キャロライナ州】 0歳 5 : 1 1歳 6 : 1 2歳 10 : 1 3歳 15 : 1 4歳 20 : 1 5歳 25 : 1
ドイツ	○国としての統一的な基準はない （州によりまちまち） 【例：ハンブルグ市州】 0歳～2歳 12 : 2 （保育士＋社会教育アシスタント）
フランス	○所長及び保育職員の半数以上は 乳幼児専門の資格者（集団保育所）
イギリス	○公立保育所 1 : 1～6 : 1（年齢による） ○私立保育所 0～2歳児 3 : 1 2～3歳児 4 : 1 3～5歳児 8 : 1 保育職員の半数以上は有資格者

（出典） ○「2003～2004年海外情勢報告」（厚生労働省大臣官房国際課）

○「就学前教育のあり方に関する海外調査」（2004年 株式会社日本総合研究所）

保育費用に係る公費負担の仕組み



※ 公立保育所は平成15年度から一般財源化され、市区町村が負担

保育所に対する公的助成の例(民間保育所)

平成17年度

区分		千葉県内A市	東京都内B区
総額	公的助成総額	299,080 千円	4,781,540 千円
	うち国基準公的助成額	239,942 千円	1,816,702 千円
	うち自治体単独補助	59,138 千円	2,964,838 千円
	保護者負担総額	147,242 千円	726,684 千円
	費用総額	446,322 千円	5,508,224 千円
1人当たり (年額)	公的助成額	506 千円	1,296 千円
	うち国基準公的助成額	406 千円	492 千円
	うち自治体単独補助	100 千円	804 千円
	保護者負担総額	249 千円	197 千円
	費用総額	755 千円	1,493 千円
保育所数	6 力所	38 力所	
在園児数(年間延べ)	7,094 人	44,284 人	

※保育課調